

平成30年4月 1日
社会福祉法人 親孝行の里

平成30年度運営方針

平成29年度に、社会福祉法等の一部を改正する法律により、社会福祉法人制度の改革=①経営組織ガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務等 が示されました。内容的には、社会福祉法人が従来からやってきたことであり、やらねばならないことばかりであります。

① 経営組織ガバナンスの強化につきましては、評議員、役員（理事並びに監事）の権限業務・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、②事業運営の透明性の向上につきましては、財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備、③財務規律の強化につきましては、適正かつ公正な支出管理の確保、内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資、④地域における公益的な取り組みを実施する責務につきましては、社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難な福祉ニーズへ対応 と言ふことであります。

当施設においては、定款変更等を行い法の趣旨に則り、厳格に対応しておりますが、「法人制度改革は終わったのではなく、これから各法人の取組の成果が問われる。」と社会福祉法人全体が注視されております。

また、平成30年度の介護報酬改定率は、厳しい国家財政の中で引き下げが噂されておりましたが、今回は何とかプラス0.54%となりました。しかし、通所介護についてはマイナス0.5%程度の引き下げが想定されております。これは、今までは、指定介護予防通所介護事業であったが第1号通所事業（介護予防通所介護担当サービス）となり、要支援1及び2の利用者については、「今迄は全国一律の単価としていたが、平成30年度以降は各市町村で決めてください。」となり、「各市町村の財源により、財源のない市町村は、今までより低い単価としても良い。」こととなり、引き下げが見込まれると言う厳しい見通しとなっております。

当施設においても平成27年度のマイナス改定を補うため、各種「加算」を積極的に取り入れ、引き下げ分を補うべく努力しておりますが、各社会福祉法人とも、中々、厳しい状況となっており、一部の施設では閉鎖すると言うような状況も見られるようになっております。

そして、今後は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を目指す方向が示されております。これは、高齢者人口が年々増加の一途を辿る傾向にあり、一方、介護保険料負担者である40歳以上の人口は2025年以降減少する見込みから、介護保険制度の持続可能性の確保のためであります。こうした背景には、少子高齢化社会と人口減少を見据え、右肩上がりの社会保障費の伸びを抑える、国としての狙いがあるものと推察されます。

従って、国が在宅支援に舵を切っていることから入所者の重度化に対応した看取り対応の強化を図りつつ、安全で安心して生活を送れるよう自立への支援・個別ケアの充実等に努めつつ環境整備を行い、利用者視点に立った質の高いサービスの提供に努めて参りたいと考えます。

地域における公益的な取り組みを実施する責務等 を真摯に受け止め、地域住民の理解と協力が得られるよう取り組むとともに、職員の資質向上を図るため各種研修参加の奨励を行い、創意工夫と改善に努め、介護サービス事業者として相応しい利用者視点に立った支援並びに施設づくりに邁進して参る所存であります。

具体的には、

1. 利用者個々の支援課題を適切に把握し、「利用者あっての施設」を念頭に置き、各事業所別のサービス向上目標に努めます。

(特養)	(通所)	(軽費)
イ. 利用者本位のサービス提供	イ. 自立への支援	イ. 自立支援と健康管理
ロ. 社会貢献	ロ. 個別ケアの充実	ロ. 趣向を凝らした余暇活動
ハ. 職員の資質向上	ハ. 職員の資質向上	ハ. 地域交流の推進
(居宅)	(訪問)	(地域包括)
イ. ケアマネジメントの充実	イ. 利用者処遇の向上	イ. 包括的・継続的ケアマネジメント
ロ. 社会資源の活用	ロ. 職員の資質の向上	ロ. 介護予防普及啓発事業の取組
ハ. 職員の資質の向上	ハ. 関係機関との連携	ハ. 地域包括ケアシステムの構築

2. 職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、施設内研修の充実及び各種研修会への積極的な参加を奨励し、自己啓発の推進による資格取得へのチャレンジ精神の醸成を行なうと共に明るく働き易い職場環境を目指す。
(県老施協が実施する階層別研修への参加や県・市町村が行なう専門研修、また、内部研修としては感染症予防、褥瘡予防、事故防止、認知症ケア等)
3. 主治医・嘱託医と連携し、利用者の健康管理に重点を置いた夜間、緊急時の対応強化を行なうと共に施設内の衛生管理を徹底し、健康で安心した生活が送れる施設を構築する。
4. 地域とのふれあいを重視し、地域行事への参加の促進と併せ地域各種ボランティアの受け入れを積極的に行い、交流を推進する。
(清掃、傾聴、文化展・戻塚かかし祭りへの出展、各種レクリエーション等)
5. 居宅での自立した日常生活が送れるよう支援すると共に、併せて通所・軽費等の利用者確保に努めつつ総合的な福祉サービス提供に努める。
6. 地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域住民の多様なニーズに応えることのできる拠点となるよう努める。

以上の具体案を実行しつつ、平成30年度の施設運営を行なって参りたいと考えております。

平成 30 年度 事業計画

社会福祉法人 親孝行の里
特別養護老人ホーム 親孝行の里

介護保険法

ユニット型指定介護老人福祉施設 基本方針

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

親孝行の里 理念

- 1、入居者の個性を尊重し、生活環境を通じて、安心感と満足感と希望を持ってもらえるサービスの提供を目指します。
- 2、サービスを通して、入居者並びにご家族との信頼関係を築き上げます。
- 3、地域とのふれあいを重視し、地域と共に創造する、地域福祉の中核となる施設を目指します。
- 4、職員一人一人の知恵と工夫を結集し、専門職としての能力の向上を図り、家族的で笑顔の絶えない施設を目指します。

施設運営方針

基本方針

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、小規模各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、入居者が「これが自分の住まいだ」と思って頂ける環境整備及び援助方法を確立し、入居者が日常生活を安心して営む支援体制を構築すると共に、更に看護体制の充実も図り、小規模ユニットケア方式の安定化を進める。

運営方針

1、小規模ユニット単位の家庭的雰囲気の中で、入居者の個性を大切に、自分らしく、生きる喜びを感じられる心豊かな生活の場の提供に努める。

(1) 1ユニット6～12名の小規模ユニット単位を採用し、入居者1人1人の生活習慣を可能な限り継続出来る様、各専門職が協力し細やかな支援を行う。

2、入居者の健康的な維持の為、看護体制の充実を図る。

(1) 特養フロアに看護師を配置し、医師と連携を図りながら日々の健康管理を行うと共に、異常の早期発見・早期治療を行う。

3、バラエティーに富んだメニュー作りと共に、ゆったりとした時間帯で食事を楽しんで頂ける環境作りを行う。

(1) 家庭的な環境の中で、個々のペースで食事を楽しんでいただける様な空間づくりに努める。

4、地域の皆様とのふれあいを重視し、開かれた施設を目指す。

(1) 地域の幼稚園児や小中学生等とのふれあい交流会を、年間を通して計画する。

(2) 学生を対象とした体験学習の計画。

(3) 各種ボランティア活動の受け入れ。

(4) その他、地区内における各種講習会行事に、施設内会議室及び多目的ホールの貸出しを行う。

5、職員1人1人の知恵と工夫を結集し、専門職としての資質の向上を図り、笑顔の絶えない、明るい施設を目指す。

6、入居者の安全確保の為、防火管理者（有資格者）を置き、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練・火気使用設備器具の取り扱い方法の指導・防災教育及び訓練を毎年実施する。

平成 30 年度 特養事業目標

入居者本位のサービス提供

- 各職が自身の役割を正しく理解する
- 施設理念に沿った入居者本位のサービス提供
 - ・施設サービス計画書作成から担当者会議までの一連の流れに対して、各職が自らの役割をもって協働し、入居者本位のサービス提供に繋げる。
 - ・担当介護士として、自身の担当する入居者を深く知り、個別ケアへ繋げていく。
 - ・特養看護師として、エリアに積極的に入り、異常の早期発見に努め、他職種と連携し入居者の健康を管理する。
 - ・介護支援専門員は、入居者本位のサービスが提供出来るよう、職員や入居者に対し積極的に意見や情報の聴取を行い、P D C A サイクルの活用に努める。
 - ・生活相談員は入居者の権利擁護に努め、尊厳ある生活が送れるように、各所との調整、職員の質の向上を図る。
 - ・特養職員として、決められたルールを順守する。

社会貢献

- 施設理念をもとに地域社会に積極的に貢献する
 - ・介護体験者の受け入れ、各種実習生の受け入れ。
 - ・各種ボランティア活動の受け入れ。
 - ・地域資源を活用し、入居者が地域との繋がりを保ち続けられるよう支援する。
 - ・相談援助の実施。

職員の資質向上

- 施設内部、外部の研修などを通し基礎部分の底上げを図る
 - ・年間を通した特養研修の計画と実施。
 - ・外部研修への積極的な参加と、研修内容の職員間での共有を通し、職員の質の向上、ケアの質の向上に繋げる。
- 各委員会の活動の継続
 - ・各委員会メンバーが、所属する委員会の趣旨を正しく理解し、自主的に行動し、その活動を職員全体に浸透させる事により、職員の質の向上、ケアの質の向上に繋げる。

【エリア別目標】

西通り

「入居者が快適に気持ちよく過ごせる 日々のケアの充実」

第1・2期（平成30年4月1日～9月30日）

○入居者が楽しみを持って生活できる（入居者の生活の質向上）

- ・レクリエーション、外出の機会を提供
- ・入居者の趣味嗜好を把握し、適宜実施機会を提供していく
- ・生活リハビリを通して、入居者の身体機能の維持を図る

第3・4期（平成30年10月1日～3月31日）

○一つひとつ丁寧な仕事をする（職員の質向上）

- ・入居者が不快、不安を感じない言葉遣いや態度で接する
- ・入居者一人ひとりの生活サイクルをもとに作成した個別ケア表を活用
(P D C Aサイクルの実施)
- ・決められたルールを守りながら業務にあたる

〈稼働率向上に向けた取り組み〉

○空床ベッドの減少。現入居者が健康で残存機能の維持を図りながら生活出来る

⇒毎日の体操、リハビリを継続して行い、入居者の身体機能の低下を予防する。

⇒骨折事故や外傷、発熱などの体調不良を予防する。

（事故対策、介助方法の見直し、業務スケジュールの見直し、ルールの厳守）

⇒食事水分摂取方法の見直し

（食事内容や介助方法などを見直す事により、食事への意欲の維持、安定的な食事摂取量の確保、嚥下状態の維持や健康の維持を図る）

中通り

「余暇活動の充実」

上半期（平成 30 年 4 月～9 月）

○入居者が「楽しい」と思える機会をつくる

- ・外出、外食、買い物などの要望を支援する

※外出に関しては、各部署と連携し計画、実行

- ・入居者と御家族との交流を支援する

○情報の共有

- ・成功体験、課題、改善点の共有

- ・申し送りの徹底

- ・職員間の連携強化

下半期（平成 30 年 10 月～3 月）

○担当入居者の個別支援

- ・入居者一人ひとりに割り振られた担当介護士として、各介護士が担当入居者との関りを深め、その御家族とコミュニケーションを図り、信頼関係を構築する

- ・個別ニーズの把握と実施

○整理整頓

- ・入居者が快適な環境の中で生活ができるように支援する

- ・「気づき」を意識しながら業務にあたる

- ・清潔な環境を維持し、感染症予防に努める

〈稼働率向上に向けた取り組み〉

- ・ヒヤリハットを活用し、早期に事故のリスクに気づき、事故防止に繋げる。

- ・コスト意識を持ちながら業務を行う。

- ・異常の早期発見に繋がるよう、普段の様子を把握し、観察力を養う。

「基本的な支援体制の整備」

上半期（平成 30 年 4 月～9 月）

○申し送りの徹底

- ・適時、申し送り方法を再検討し、最善な方法で実施する事で業務の質向上に努める
- ・各書式の見直し
- ・他職種とコミュニケーションを図り、意識的に情報の収集に努める
- ・日頃の入居者の状態を把握し、異常の早期発見に努める
- ・一日の責任番をユニットに配置する事で、ユニット職員全員の業務への意識を高める

下半期（平成 30 年 10 月～3 月）

○入居者が日々の生活に楽しみを持てる「余暇活動」の充実

- ・外出支援
- ・生活リハビリを行いながら、日常生活動作の維持を図る
- ・季節に合った催しを企画、開催する
- ・外部の作品展などへの出品を目指し、入居者の取り組みを支援する
- ・入居者参加型のエリア内での調理を企画、実施する

〈稼働率向上に向けた取り組み〉

- ・ヒヤリハットなどを活用し、介助方法を適時見直す事により、事故リスクの早期発見、予防に努める。
- ・入居者の身体状況を把握し、変化を見逃さず、異常の早期発見に努める。
- ・他職間で連携し、統一したケアを行う事により、事故防止に努める。
- ・入居者に限らず、ご家族とも積極的にコミュニケーションを図る事により、信頼関係を構築し、不要なトラブルを招かない。

平成 30 年度 看護目標

医療知識に基づく予測的な看護展開により、
入居者の健康と安全を守る。

- 1.各ユニット毎に担当看護師を配置し、ご家族や他職種間との連携を強化する。
- 2.職員間での情報共有により、入居者の異常の早期発見、健康管理に努める。
- 3.入居者の健康問題に対して、他職種へ適切なアドバイスを行う。相談しやすい体制を作る。
- 4.看取りについては、入居者本人とご家族の意向を遵守し、またその人らしい尊厳のある終末を迎えるよう医療的な支援を行う。
- 5.感染症について、防止策を考え、指導及び実践を行う。

〈稼働率向上に向けた取り組み〉

- 入居者の健康管理を行い、安定した長期入居生活を支援する。
 - ・異常の早期発見に努め、嘱託医との連携の下、病状の悪化を防ぎ、施設内治療での改善を支援する。
 - ・リスクマネジメントの徹底により、転倒による骨折や外傷を予防し、入院治療の必要性を削減する。

平成 30 年度 栄養目標

- 1・栄養ケアマネジメントに基づき、多職種協働による栄養管理への取り組みを行い、入居者個々の状況に合わせた食事提供に努める
- 2・入居者が楽しみを感じられる食事環境をつくる
- 3・感染症や食中毒の予防を図る

1・栄養ケアマネジメントに基づき、多職種協働による栄養管理への取り組みを行い、入居者個々の状況に合わせた食事提供に努める

- (1) 入居者、家族の意思や希望を尊重し、嗜好を十分把握したうえで、個々の身体状況や精神状況、嗜好に合った栄養ケアマネジメントを作成し、食事の提供及び栄養管理を図る。
- (2) 管理栄養士、医師、介護職員、看護職員、介護支援専門員、相談員等が連携を図り、食に関する情報を共有する。
- (3) 最後まで口から食べる事が出来る様、食事形態、補助具の使用、介助方法、口腔ケア、口腔リハビリ等、総合的な支援を行っていく。

2・入居者が楽しみを感じられる食事環境をつくる

- (1) 家庭的な環境の中で、個々のペースで食事を楽しんでいただける様な空間づくりに努める。
- (2) 個々の嗜好に合った食事の提供。又、意向に沿いながら、おやつ類の提供も行っていく。
- (3) 季節感のあるメニュー、行事食の提供。
- (4) 家族と一緒に楽しめる食事会等の計画。

3・感染症や食中毒の予防を図る

- (1) 感染症委員会と連携し、ユニット内の調理器具や食器類の衛生管理、職員の「一行為一手洗い」の励行、消毒の徹底を図り感染症予防に努める。
- (2) 感染症、食中毒に関する勉強会、研修会の計画、実施。

平成30年度 研修計画

外部参加予定研修

内部参加研修

	外部参加予定研修	内部参加研修
4月	福祉施設等新任研修 太田市介護事業者研修 新任職員研修 介護保険施設に係る説明会	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
5月	福祉施設等中堅職員研修Ⅰ	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
6月	福祉施設等中堅職員研修Ⅱ 太田市介護事業者研修	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
7月	ユニットケア研修会	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
8月	福祉施設等指導的職員研修 太田市介護事業者研修	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
9月	介護支援専門員現任・更新研修 太田市介護事業者研修	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
10月	福祉施設等施設長・管理者研修 感染症対策研修会	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
11月	ユニットリーダー研修 太田市介護事業者研修	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
12月	身体拘束廃止・虐待・権利擁護研修会 ユニットケア研修会	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
1月	太田市介護事業者研修 認定調査員研修	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会
2月	3月	介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会 介護研究部会 生活相談員研究部会 看護研究部会

平成30年度 施設内研修計画

月	研修予定		実施研修		
	全体研修	担当	実施研修	参加者数	他メンバー(予定)
4月	法人研修(倫理・プライバシー・法令遵守)	法人			
5月	感染症(食中毒・その他)	感染症対策委員会			
6月	事故対策(緊急時対応)	事故対策委員会			
7月	褥瘡予防	褥瘡・排泄委員会			
8月	看取り介護・精神的ケア	介護支援専門員			
9月	介護技術(出前講座)	各エリア			
10月	事故対策(リスクマネジメント)	事故対策委員会			
11月	感染症 (ノロウイルス・インフルエンザ)	感染症対策委員会			
12月	身体拘束・権利擁護・虐待	身体拘束・権利擁護・虐待委員会			
1月	認知症	各エリア			
2月	医療的ケア	医務			
3月	非常災害時の対応	相談員			

平成 30 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 親孝行の里

指 定 通 所 介 護 事 業 所

第一 号 通 所 事 業 所 デイサービスセンター親孝行の里

I 基本方針

- ① 在宅生活の継続を念頭に置き、快適で安定・安全な環境のもと、日常生活上の支援・機能訓練を行います。
- ② ご利用者がその心身の状況に応じ、自己決定の下に自立した日常生活が可能な限り営む事が出来るよう支援します。
- ③ サービス提供により、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていきます。

II 活動方針

1. 通所介護事業

- ① ご利用者である要介護者と、ご家族の解決すべきニーズを明確にする「アセスメント」の実施。
- ② ご利用者とご家族を中心に、サービス計画に盛り込まれた各サービス提供者を交えての「サービス担当者会議」への参加。
- ③ ご利用者の心身の状況・住環境・ニーズに応じて、ケアカンファレンスをチーム(生活相談員・介護職員・看護職員)で行い、ご利用者とご家族のニーズを解決するための「通所介護計画」の作成。
- ④ 通所介護計画に沿ったサービスの提供。
- ⑤ 現在提供中のサービスが十分であるか、変更の必要性はないか等の状況把握を定期的、または必要時に評価する「モニタリング」の実施。
- ⑥ 担当居宅介護支援専門員、ご家族、医療・保健・福祉サービス提供者と連携を図り、ご利用者・ご家族の状態、生活環境等の情報収集に努める。

2. 第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)

- ① ご利用者である要支援者と、ご家族の解決すべきニーズを明確にする「アセスメント」の実施。
- ② ご利用者とご家族を中心に、サービス計画に盛り込まれた各サービス提供者を交えての「サービス担当者会議」への参加。
- ③ ご利用者の心身の状況・住環境・ニーズに応じて、ケアカンファレンスをチーム(生活相談員・介護職員・看護職員)で行い、ご利用者とご家族のニーズを解決するための「第一号通所事業サービス計画」の作成。
- ④ 第一号通所事業サービス計画に沿ったサービスの提供。

- ⑤ 現在提供中のサービスが十分であるか、変更の必要性はないか等の状況把握を定期的、または必要時に評価する「モニタリング」の実施。
- ⑥ 地域包括支援センター、担当居宅介護支援専門員、ご家族、医療・保健・福祉サービス提供者と連携を図り、ご利用者・ご家族の状態、生活環境等の情報収集に努める。

3. 「個別性」「自立支援」「生活機能の維持・向上」を意識したサービス

- ① 楽しみや喜び、心地良さを感じられる環境の整備。
- ② 本人の現存機能を活かし、過剰介護にならない支援。
- ③ ご利用者一人ひとりの個別性を重視した、相談援助の強化。
- ④ 創意工夫し、多様性に富んだレクリエーションプログラムの企画・提供。
- ⑤ 意義・目的を明確にした上での体操や機能訓練、外出行事の企画・実施。

4. 職員の資質向上

- ① ご利用者の生命と人権を守る職であるという認識をもち、対人援助職としての責任と意識をしっかりと持ったうえで従事する。
- ② 介護職も他の接客業と同様のサービス業であるという認識のもと、言葉遣いや態度に今一層、各職員が注意を払い支援にあたる。
- ③ 事業所内で開催できるテーマにおいては、内部研修として企画・立案する。実施においては、事業所会議やショートレクチャーなどを用い、全職員が共通認識を持ち周知徹底を図ることで、より良いサービス提供へと繋げていく。
- ④ 職種や責務、勤務年数等、個々のスキルに応じた外部研修に参加。回覧や伝達講習等で周知していくことで、全体のスキルアップも目指していく。
- ⑤ 高い専門性と知識が必要なテーマで、内部研修として全職員の参加が必要と決定されたものに関しては、外部講師を依頼し内部研修として実施する。

5. プライバシーの保護

- ① ご利用者に関する書類や、情報などで知り得た個人情報は「個人情報使用同意書」にご利用者・ご家族に同意して頂き、使用目的の範囲内のみで使用することとする。
- ② 個人情報の守秘義務は、契約終了後も継続する。
- ③ 個人情報の取り扱い・守秘義務についての研修実施・参加を通して、サービス提供者としての心構えを周知徹底する。

6. 高齢者虐待防止

- ① 高齢者虐待は家庭のみならず、施設等でも存在する社会的問題として表面化していることを理解し、防止に向けて全力で取り組む。
- ② 専門職として、高齢者の尊厳を確保するとともに、誰もが直面する人権問題として捉え、利用者本位のより良いケアの実現を目指す。
- ③ 発見にあたっては、各関連機関へ相談・報告し、早期解決へ結び付けられるよう連携を図っていく。

7. 防災計画

非常災害、その他緊急の事態に備え、法人の防災計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員の訓練を実施する。

8. 苦情処理

- ① 苦情に対して窓口を設置し、通所介護事業・予防通所介護事業・第一号通所事業の業務に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。
- ② 苦情の申し立てがあった際は、各関係機関と連携を図り、迅速に対応する。

9. ボランティア・実習生の受け入れ

① 実習生の受入

人材育成の場としての責務を果たすとともに、実習指導を通して、日頃のサービス提供を職員自らが再確認することで、資質向上へと繋げていく。

② 地域ボランティア・学生ボランティアの受入

地域に開かれた事業所運営を展開するうえで、地域交流・社会交流は必須条件である。従前通りのボランティアの受け入れのみならず、自ら受け入れの場であることを地域に発信していく。

平成 30 年度

デイサービスセンター親孝行の里 事業目標

I 自立への支援

- ① 「出来ること」を大切にし、納得できる生活水準、生活状態が確保され「生きる」意欲が高められるよう意識して支援していきます。
- ② 「生活支援の専門職」である事を自覚し、多角的に支援が行えるよう各専門職との連携を図り生活の質の向上に努めます。
- ③ ご利用者的心身状態の維持・改善に繋げる支援により、在宅生活の継続という、自己実現の基盤を支えていきます。

II. 個別ケアの充実

- ① 個人の様々なニーズに対応できるよう、サービス内容の充実を図ると共に、日々の状態を把握していき、状態の微量な変化に気づけるように努めています。
- ② 「生活機能向上」「心身の活性化」など、目的を明確にした上での体操や個別機能訓練、レクリエーション活動プログラムを作成・提供・考察し、利用者個々の潜在能力を引き出す支援を継続していきます。
- ③ 心豊かな生活を目指し、介護する側もされる側も笑顔で気持ちよく支援が行えるよう努めます。

III. 職員の資質向上

- ① 「人権」「尊厳」を守る専門職種として、「人生の先輩」「お客様」を意識した言葉使いや、態度をより一層学習し、支援にあたります。
- ② 事業所内研修を定期的に企画・立案し、共通認識を持ったうえでの効果的なサービスをご利用者・ご家族に提供していきます。
- ③ 自己研磨に努め、制度を熟知するとともに法令を遵守します。

平成 30 年度

デイサービスセンター親孝行の里 職種別目標

事業計画の基本方針・活動方針・事業目標とともに各職種においても目標を掲げ、取り組んでまいります

生活相談員	<p>○稼働率の向上と新規利用者の獲得</p> <ul style="list-style-type: none">・ご家族やケアマネジャーへ在宅生活でのリスク等の説明や提案を行いました、利用中の様子を伝え、生活の中での注意点等をお話して未然の事故防止を行い、ADL の低下や状態悪化に繋げ、稼働率の向上を目指す。・些細な事の報告、連絡、相談を行い、ケアマネジャーとの関係を深めていく。連続したサービス提供を通し、他事業所ケアマネジャーからの信頼を獲得し、さらなる新規利用者獲得を目指す。
介護職員	<p>○サービスの質とご利用者、ご家族の満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・自身が高齢者となった時や、自分の家族が施設を利用する状況になった際、当デイサービスを利用したいと思う様なサービスの提供を目指します。・対人援助技術を意識し、ご家族の方との関わりも大切にしながら、信頼関係を築いていけるよう努めます。
看護職員 (機能訓練指導員)	<p>○利用中の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ご利用者の既往歴と服薬状況を把握する事で、些細な利用者の変化にも気付ける役割を担う。一人一人の状態を観察し、健康面での支援とあわせて精神的な支援できる専門職を目指す。 <p>○個別の心身状況に合わせた機能訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・個人の残存機能を把握し、「出来る」能力を活用した動作や運動を行うことで、日常生活に繋がる支援を目指す。

平成 30 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 親孝行の里

居宅介護支援事業所 親孝行の里

居宅介護支援事業所 親孝行の里

(介護給付・介護予防・日常生活支援総合事業)

I 基本方針

要介護者及び要支援者に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した利用者本位の介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、公正中立な立場に立ち、一つのサービスに偏ることなく、多様なサービス提供（医療・保健・福祉）によるケアの各サービスが総合的・一体的・効率的に提供できるよう、ケアマネジメントを行うことを基本方針とする。

II 活動方針

1. 介護事業サービスの提供

- ① サービス利用者である要介護者等の生活全般の解決すべき課題を明らかにする「アセスメント」の実施。
- ② 課題分析で明らかにされたニーズを解決するための「居宅サービス計画書（ケアプラン）」の作成。
- ③ 居宅サービス計画を実施するため、各担当者が情報を共有し共通認識を持ち適切なサービスが行えるようにコーディネートする「サービス担当者会議」の実施。
- ④ 居宅サービス計画が計画に沿って提供されているか把握する為の「モニタリング」の実施。
- ⑤ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し状態の把握に努める。

2. 予防事業サービスの提供

- ① 対象者及び家族と面接を行いながら、支援ニーズを特定し課題の分析。
- ② 対象者及び家族と面接を行いながら、介護予防支援計画書の対象となる「目標、具体策」を決定。
- ③ 介護予防支援計画を実施するため、各担当者が情報を共有し共通認識を持ち適切なサービスが行えるようにコーディネートする「サービス担当者会議」の実施。
- ④ 介護予防支援計画書が計画に沿って提供されているか把握する為の「モニタリング」の実施。
- ⑤ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し状態の把握に努める。
- ⑥ 地域包括支援センター、地域と連携を図り、社会資源の活用を行う。

3. 日常生活支援総合事業の提供

- ① 対象者及び家族と面接を行いながら、支援ニーズを特定し課題の分析。
- ② 対象者及び家族と面接を行いながら、介護予防ケアマネジメント計画書の対象となる「目標、具体策」を決定。
- ③ 介護予防ケアマネジメント計画を実施するため、各担当者が情報を共有し共通認識を持ち適切なサービスが行えるようにコーディネートする「サービス担当者会議」の実施。
- ④ 介護予防ケアマネジメント計画書が計画に沿って提供されているか把握する為の「モニタリング」の実施。
- ⑤ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し状態の把握に努める。
- ⑥ 地域包括支援センター、地域と連携を図り、社会資源の活用を行う。

4. ケアマネジメント共通認識

- ① 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
 - ・医療、介護の連携、在宅復帰に向けての対応
 - ・他法人の居宅介護支援事業所との連携、事例検討会の実施
- ② 自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの対応
 - ・自立支援を踏まえたマネジメントの対応
 - ・医師、リハビリ専門職との連携による自立に向けての推進

5. プライバシーの保護

- ① 当法人の掲げる個人情報に関する基本指針に則り、個人情報の保護に努める。個人情報使用にあたっては、個人情報使用に関わる同意書を事前に説明し同意を頂き、内容に則り必要最低限の情報を取得し使用する。
- ② プライバシー等の環境保護の取り組みは、本人の持つ領域を侵さぬよう、良識を持ち対応する。
- ③ 業務上知り得た情報は、守秘義務を持ち、契約終了後にも継続をする。
- ④ マイナンバーは重要な個人情報となるため取扱いは行わない。

6. 苦情処理

- ① 苦情・要望相談窓口を掲示及び重要事項等において明文化する。
- ② 受付された苦情・要望については、当法人で設置する苦情対応委員会の苦情解決規定に則り、迅速かつ適切また真摯に対応をする。

居宅介護支援事業所 親孝行の里 平成30年度事業目標

要介護状態にある利用者様がその有する能力において自立した生活が営めるようマネジメントが機能し、ご利用者から満足をして頂ける事業所を目指す。

介護保険制度が適切に利用できるよう配慮を行うと共に、自立支援に必要なサービスを行うため、地域包括・行政・医療・福祉の分野における関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの推進が行えるように取組んでいく。

● ケアマネジメントの充実

- ①利用者本位の立場になり、迅速・丁寧な相談を行っていく。
- ②自立支援を念頭に置き、ご利用者、ご家族のニーズを把握し、アセスメントを充実させ、生活が送れるように専門的な提案を行っていく。
- ③ご利用者の状態を把握し、公正中立に則り、偏らない多様な介護サービスの提供を行う。
- ④サービス開始後も生活状況と照らし合わせ、適切なサービスの提供がなされているか検証をする。
- ⑤マネジメントにおいて、他の職員と相談、協議することにより、より良い支援の提供が図れるようにしていく。
- ⑥医療・介護の連携の強化、他法人の居宅支援事業所との事例検討会等の協力により、在宅での生活が行えるように支援を行う。

●社会資源の活用

- ①ブランチとしての機能を活用し、地域包括ケアシステム推進に向けて、地域の必要な資源について、地域包括支援センター・行政と協働し、社会資源の発掘・活用を行う。
- ②社会資源について把握し、介護保険内外に関わらず、ご本人・ご家族へ適切なサービスの利用できるように支援を行う。

●職員の資質の向上

- ①ご利用者が自立した生活・望む生活が送れるように、それに関連した研修等に参加するなどして常に自身を高め、事業所全体の質が向上するように、スーパーバイザーの指導を受けていく。
- ②困難事例提供や地域ケア会議に参加することで質の向上を行う。
- ③介護保険制度を理解し、業務に展開していくように質の向上を行う。
- ④ケアマネ実務実習研修を通じて質の向上を行う。

平成 30 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 親孝行の里

訪問介護事業所 親孝行の里

(第一号訪問事業サービス事業所 親孝行の里)

訪問介護事業所 親孝行の里

(第一号訪問事業サービス事業所 親孝行の里)

I 基本方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことを基本方針とする。

II 活動方針

1 介護事業サービスの提供

- ① サービス利用者である要介護者等の、生活全般の解決すべき課題を明らかにする「アセスメント」の実施。
- ② 課題分析で明らかにされたニーズと居宅サービス計画書の内容をふまえ、「訪問介護計画」の作成。
- ③ 作成された訪問介護計画書をもとに、事業所内での「ケアカンファレンス」の実施。
- ④ 訪問介護計画書に沿った、生活援助、身体介護の提供。
- ⑤ 訪問介護サービスが、計画に沿って行われているか把握する為の「モニタリング評価」の実施。
- ⑥ その他、必要な都度利用者のお宅を訪問し、状態の把握に努める。

2 介護予防訪問介護相当サービスの提供

- ① サービス利用者である要支援者等の生活全般の解決すべき課題を明らかにする「アセスメント」の実施。
- ② 課題分析で明らかにされたニーズと介護予防ケアマネジメントの内容をふまえ「第一号訪問事業サービス計画書」の作成。
- ③ 作成された第一号訪問事業サービス計画書をもとに、事業所内での「ケアカンファレンス」の実施。
- ④ 第一号訪問事業サービス計画書に沿った、生活援助、身体介護の提供。
- ⑤ 第一号訪問事業サービスが、計画に沿って行われているか把握する為、半年に1回「モニタリング評価」の実施。
- ⑥ その他、必要な都度利用者のお宅を訪問し、状態の把握に努める。

3 プライバシーの保護

- ① 当法人の掲げる個人情報に関する基本指針に則り、個人情報の保護に努める。

個人情報使用にあたっては、個人情報使用に関わる同意書を事前に説明し同意を頂き、内容に則り必要最低限の情報を取得し使用する。

- ② プライバシー等の環境保護の取り組みは、本人の持つ領域を侵さぬよう、良識を持ち対応する。

- ③ 業務上知りえた情報は、守秘義務を持ち、契約終了後にも継続する。

4 苦情処理

- ① 苦情・要望相談窓口を、掲示及び重要事項等において明文化する。
- ② 受け付けされた苦情・要望については、当法人で設置する苦情対策委員会の苦情解決規定に則り、迅速かつ適切また真摯に対応する。

平成 30 年度事業目標

訪問介護事業所 親孝行の里

(第一号訪問事業サービス事業所 親孝行の里)

訪問介護サービスの提供にあたっては、多様なニーズに対応し訪問介護計画に沿った適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続出来るよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に訪問介護事業所の職員が一体となって支援する。個別でのサービス提供になるため、利用者の精神面、プライバシーにも配慮していく。

イ. 利用者処遇の向上

- ① 利用者の生活状況や状態、ニーズを把握し要望に沿った適切なサービスが提供、実施できるよう努める。
- ② 「利用者本位」「自立支援」「利用者による選択」を念頭にサービス内容の見直し検討おこない、より良いサービスの提供に努める。

ロ. 職員の質の向上

- ① 研修や勉強会、事業所内だけではなく外部の研修についても周知を行いヘルパーのスキルアップに努めていく。
- ② 利用者が自宅での生活を安心して続けられるよう意見交換などを行い、共通の認識を持つ事によりどのヘルパーが訪問しても同じサービスが提供できるよう努めていく。

ハ. 関係機関との連携

- ① 居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等関係サービス機関との連絡・連携を定期的に行い、情報交換・情報の共有につとめ共通の視点でケアていき、より良いサービス提供を行っていく。
- ② 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議に参加し連携を図り、議題解決を目指す。

平成 30 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 親孝行の里
軽費老人ホーム ケアハウス さわやか

軽費老人ホーム ケアハウス さわやか

I 基本方針

施設の円滑な運営については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるように食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動、疾病、災害等緊急時の対応に万全を期することを基本方針とする。

II 活動方針

1 サービス提供

- ① 入居者は「さわやかの生活者」であることを周知徹底し、「入居者が主役」であり、職員は「脇役」であることを自覚し、個人を常に尊重して援助に努める。
- ② 入居者の言葉、態度、希望に傾聴し、生活環境に反映できるように努める。
- ③ 入居者の生活習慣等から全ての入居者個々の生活は異なることを理解し、職員は個々の生活様式の違いを見極め、尊重し、援助に努める。
- ④ 個々の入居者が1日をどのように過ごし、又どのように過ごすことを望んでいるかを感じ取り、それに合う援助方法の追求に努める。
- ⑤ 事業所、職種に拘らず、入居者が望む生活の提供に最大限の努力をする。
- ⑥ 現状の自立度維持への援助を多角的方面から追及する。

2 入居者家族や地域住民との関係の援助

- ① 家族との連携を密にし、入居者と家族の関係がより良いものとなるように入居者、家族、職員が一体となり援助活動に努める。
- ② 地域住民の一員として積極的に社会活動に参加できるよう支援に努める。

3 プライバシーの保護

- ① 個人情報は、関係事業所はもとより、たとえ職員間であっても細心の注意を払い、守秘義務の徹底を図る。
- ② 施設は、入居者の住居である事は言うまでもなく、個人のプライベート空間であることを念頭に置き、業務優先からむやみに立ち入らず、細心の注意を払いながら援助に努める。

4 環境整備

- ① 定期的に防災訓練を実施し、自営消防隊、緊急時連絡網を充実させ、防災対策を確立する。
- ② 共有スペースの雰囲気作りを行い、より良い生活環境の構築に努める。

ケアハウス さわやか 平成30度事業目標

入居者の主たる生活の場として、サービス内容、環境設備の充実に努め、入居者自身が自分自身を調整していく主体である事を意識し、残存能力や潜在能力を活かし、役に立つ現役の存在として生甲斐を感じ、生活していく気持ちを持っていただけるように努める。更に本人、家族、職員の三位が一体となり、さわやかの充実を図る。

● 自立支援と健康管理

- ① 年1回の全入居者を対象とした定期健康診断及びレントゲン撮影の実施。
- ② 月1回の看護師による健康相談の実施と職員によるバイタルチェック。
- ③ 入居者様一人一人と注意深く接し、残存能力を把握したうえで有効にかつ効率的に支援を行う。
- ④ 毎日の健康体操等（談話室を活用）の支援。
- ⑤ 食事等による生活習慣病の勉強会（管理栄養士、看護師）
- ⑥ 入居者主体のお茶会等の開催（談話室の活用）

● 趣向を凝らした余暇活動

- ① 月1回の買物ツアーや月1回の外食（ランチツアーや）の実施。
- ② 季節にあわせた楽しい料理（入居者主体型）の実施。
- ③ 手芸活動（個別支援）
- ④ 園芸活動（個別支援）
- ⑤ その他クラブ活動（個別支援）
- ⑥ 月1回のパン訪問販売の実施。
- ⑦ 週1回のヤクルト訪問販売の実施
- ⑧ 月1回の矢野園訪問販売（毎月第4金曜日実施）
- ⑨ 月1回の訪問理美容の実施
- ⑩ 月1～2回の介護予防教室の参加（藪塚地域包括支援センター主催）
- ⑪ 太田市老人福祉文化祭の見学
- ⑫ 桜・小菊・花見見学
- ⑬ その他、入居者様のニーズにより余暇活動を提案・検討し実施。

● 地域交流の推進

- ① 台地区敬老会の参加推進と支援。
- ② その他地域行事へより多く参加していただくよう行事開催日程の周知や送迎等の支援。
- ③ 太田市老人福祉文化祭への出展と参加
- ④ 病院・医療連携室等との連携を図り入居希望者の為の情報提供を行う
- ⑤ 関連の介護支援事業所・居宅事業所等と連携を図り入居のための情報提供を図る

平成30年度年間行事表

月	行 事 内 容
4月	桜花見見学・食事会
5月	
6月	おやつクッキング レントゲン撮影の実施（予定）
7月	
8月	
9月	台地区敬老会 （親孝行の里・地下多目的ホールにて開催予定）
10月	菊花見見学・食事会
11月	生活習慣病の勉強会(看護師)
12月	忘年会 （会食、カラオケ）
1月	
2月	太田市老人福祉文化祭
3月	おやつクッキング

定期的行事

- ・朝体操 毎日10:00～10:30(談話室)
- ・買物ツアーワーク 1回/月(曜日不定期・地域商業施設へ外出支援)
- ・外食ツアーワーク 1回/月(地域飲食店への外出支援)

- ・訪問理美容 第2水曜日
- ・セレクト食 2回/月
- ・健康相談 第3日曜日 体重測定
- ・バイタル測定 必要に応じて隨時
- ・お茶会 入居者主体のお茶会等の開催・不定期(10時～11時・15時～16時)
(入居者、職員のコミュニケーションの場)

- ・パン・訪問販売 1回/月
- ・ヤクルト・訪問販売 1回/週
- ・矢野園訪問販売 1回/月(第4金曜日)

平成30年度

事業計画

社会福祉法人 親孝行の里
藪塚地域包括支援センター

3. 苦情処理

- ① 苦情に対して窓口の設置を行い、地域包括支援センターの業務に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速かつ適切に対応する。
- ② 受付された苦情・要望については、地域包括支援センター・当法人で設置する苦情対応委員会の苦情解決規定に則り、各関係諸機関と連携を図り迅速かつ適切また真摯に対応をする。

4. 職員の資質向上

- ① 地域住民の人権を守る職であるという認識をもち、責任と自覚をしっかりとうえで従事する。
- ② 個々のスキルに応じた外部研修に参加し、事業に伴う専門性向上に努めいく。